

令和 7 年度 PHR を活用した保健指導業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度 PHR を活用した保健指導業務委託

2 業務の背景・目的

奈良県全体の医療費のうち、糖尿病に関する医療費が占める割合は高く、県内の市町村国民健康保険（以下「市町村」という。）においては、第 3 期データヘルス計画及び糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、糖尿病性腎症重症化予防に取り組んでいる。県が奈良県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託する共同保健事業や各市町村が独自に行う取組により実施しているが、特にリスクの高い被保険者に対して優先的に実施しており、幅広いリスク保有層への介入は十分といえない状況である。

一方で、保健事業における PHR（Personal Health Record）の活用を国で推進しているものの、県内市町村での実施事例がないという課題がある。

このような背景から、国民健康保険保険者努力支援制度の主旨を鑑み、県で先行して新たな取組を試行することとし、県内市町村が PHR の活用を検討できる素地をつくるとともに、現行以外の幅広いリスク保有層への取組を行うことを目的に、血糖管理ツールを使用し、PHR を活用した保健指導の実施、効果検証、評価を行うものとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

4 業務内容

本業務では、国民健康保険保険者努力支援制度の主旨を鑑み、県で先行して新たな取組を試行することとし、県内市町村が PHR の活用を検討できる素地をつくるとともに、現行以外の幅広いリスク保有層への取組を行うことを目的に、次の業務を行うものとする。

次に掲げる業務は、必要と考えられる事項を示したものであり、受託者からの提案を踏まえ、県と受託者との協議により調整することとする。

なお、県では、国保連合会と連携協定を締結し、市町村の国民健康保険に関する事務や保健事業の実施支援を行うために、国保事務支援センターを設置して事業を推進しているところであり、本業務の実施に当たっても、県は国保連合会と連携しながら実施することに留意すること。

(1) データの授受

受託者は、本業務を実施する上で必要な情報を収集・整理する。

①提供データ

県から提供できるデータは、以下のとおりとする。

ア 提供対象：県内市町村被保険者

イ 提供内容：下表のとおり。

ウ 提供時期：下表 1～5 の令和 5 年度までのデータは契約締結後提供。

下表 4～5 の令和 6 年度以降のデータは、準備でき次第提供。

エ 提供媒体：電子データにて提供。パスワードロック機能付きのハードディスク等の媒体は受託者が準備すること。また、郵送が必要な場合は、受託者がセキュリティ便等を手配し、その料金は受託者が負担するものとする。（参考：下表 1～4 のデータ総量は約 120GB 見込）

オ その他：データの取扱いに当たり、個人情報等の匿名化、暗号化が必要な場合は、受託者の責任において実施することとし、県及び国保連合会はその支援を行う。

なお、データ抽出にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

No.	名称	データ詳細	対象年度
1	KDB 被保険者台帳	別添 1 参照	令和元年度 ～ 令和 5 年度
2	KDB 突合 CSV		
3	医療レセプトデータ (医科・DPC・調剤を含む)	別添 2 参照	
4	FKAC171	別添 3 参照	県と協議の上 令和元年度から 直近値まで提供可能
5	FKAC165	別添 4 参照	
6	その他、県が必要と認めたデータ 対象年度の拡大等についても、県と調整の上行う。		

②その他のデータ

その他、独自に作成した Excel 等に対象者の情報を入力する等の手法で対象者のデータを取得する場合は、県と協議の上実施すること。

(2) 対象者抽出基準の設定

本業務では、次の必須条件を満たす 150 人に実施する。その他の条件や対応範囲は提案し、県と協議の上決定すること。事業検証の精度を担保するため、当該人数分の実績を確保できるよう努めること。

[必須条件]

- ① 事業へ参加する市町村の保険加入者
- ② 保健指導を実施する 3 か月の間、条件①を満たす見込みの者
- ③ 県内市町村共同保健事業の対象者抽出基準（別紙 1）に該当しない者

[参考：県が想定するターゲット・対応範囲]

- ① 30 歳以上 74 歳 9 か月未満
- ② 糖尿病リスクのある者
- ③ 住民からの参加希望があった場合
- ④ スマートフォンの保有状況は問わない
- ⑤ 糖尿病により通院中でない者

(3) 市町村・医療関係者への説明

受託者は、市町村の参画及び医療機関の協力を促進するため、次の業務を行うものとする。

①市町村への説明

受託者は、事業実施前に市町村へ事業詳細を説明し、市町村の事業への参画を促進する。詳細は県と協議の上決定する。

実施日時	・ 日程は、契約締結日以降の業務の実施時期及び所要日数等を踏まえた上で、県と協議の上決定する ・ 平日 13 時から 16 時 30 分までの間で行うこと
実施形式	・ ハイブリッド形式（対面・オンラインの両対応） ・ 公共交通機関のアクセスがよい橿原市内の会議室で実施すること（奈良県社会福祉総合センターを想定） ・ オンライン会議ツールは Zoom を使用すること ・ 当日の説明内容は録画し、後日配信できるようにすること

想定する 対象者	市町村、国保連合会、県関係職員 (事務職、保健師等の職種は問わない)
説明目的	県内市町村が本事業の事業内容や参加にかかる事務負担等を把握した上で、本事業への参加を検討できるようにする
説明内容	年間のスケジュール、市町村の事務負担量と具体的な作業内容など、市町村が参加有無を検討する上で必要な事項を漏れなく説明すること
その他 関連業務	本業務に関連して、県と協議の上以下の事務を行う。 ア 会の設定 日程調整、会場予約、当日設備機器用意、開催概要及び出欠確認用のオンラインアンケートフォームの作成、県への情報提供、参加者管理 イ 企画から当日 資料作成、資料の県への提出、資料印刷、会場設営、司会進行、説明、質疑応答、オンライン会議対応、録画 ウ 事後 録画したデータの共有及び配信、終了後の質問への回答とその内容の共有

②医療関係者への説明

受託者は、県と協議の上、必要に応じて県単位又は地域単位で、医療関係者への説明を実施又はその支援を行う。

想定される業務として、資料の作成、オンライン会議の設定、説明又は県で説明する場合は説明概要（原稿）の作成、録画及びそのデータの提供、事後配信、終了後の質問への回答及びその内容の共有などが挙げられる。

(4) 参加勧奨及び対象者への説明

受託者は、参加者を確保するため、次の業務を行うものとする。

① 参加勧奨の実施

受託者は参加勧奨資材を作成し、参加勧奨を行う。事業検証の精度を担保するた

め、上記（２）で設定した人数を確保できるよう、対象者の意識向上のための啓発内容を含めるなどして、勧奨手法や内容を工夫すること。

② 対象者への説明

受託者は、市町村と日時や場所を調整した上で、対象者に利用方法等の説明を行う。市町村が希望する場合を除き、事業参加市町村に赴き現地で説明を行う。

(5) 保健指導

①参加者への血糖管理ツールの配布及び使用方法の説明

受託者は、血糖管理ツールを参加者に配布し、参加者が利用するに当たって、いずれの参加者でも使用できるように、使用方法等の説明や利用支援を行う。事業実施手順によっては、上記（４）②と同様のものとして実施することも考えられる。

スマートフォンがない場合や、機器操作に不慣れな場合であっても、参加希望者を対象とした説明会での血糖管理ツールの装着作業や使用デモを行ったり、コールセンターを設置したりするなど、そのフォローを行う体制を市町村に負担がかからないよう事前に整備しておくこと。

② 保健指導

保健指導は、特定保健指導を実施する資格のある者が、参加者本人の日々のグルコース等の数値に基づいて実施すること。それに当たって、血糖管理ツールのほか、効果的な保健指導にするために必要なツール等があれば提案すること。ただし、そのツールが参加の障壁となることのないよう、案内や利用方法、また血糖管理ツールのみでも指導ができるような指導体制等、工夫すること。

オンラインや対面、電話等の指導形式や指導回数については、生活習慣病の重症化予防に繋がるように構成し、提案すること。ただし、特定保健指導対象相当の者についての指導は、特定保健指導と同基準の形式・回数の指導を行うこと。

実施期間は、事業報告会や評価に間に合うように設定すること。また、指導開始月以降、少なくとも毎月新たな対象者を受け入れられる仕組みにすること。

③ 県への経過報告

指導開始翌月からは、毎月第一週の金曜日に、県へ電子メールにて報告を行うこと。報告内容は、市町村ごとの各月末時点における参加者数、各指導フェーズ（初回、終了等）の人数、脱落者数、勧奨予定（時期）、今後の参加見込み者数、全体の目標参加者数達成見込とする。

④市町村への経過報告

市町村への毎月の経過報告が可能な場合は、その形式や報告内容を提案すること。

(6) 効果検証・評価

受託者は、対象者の指導後、対象者の行動変容の状況や数値の変化等の改善状況、脱落した参加者の脱落理由、参加者の傾向、終了者の傾向等を分析・評価すること。その他、本業務の目的を踏まえた上で、効果的な効果検証・評価がある場合は提案すること。

なお、年度内に評価できない項目がある場合は、次年度以降県及び市町村が評価できるよう、その項目、データの確認方法、その項目の実績の程度別の評価方法を県に提示すること。

(7) 事業報告会

全ての指導が完了し評価を実施した後、2月末までに事業報告会を行うこと。

その内容は、参加勧奨や参加状況についての評価（結果と改善策等）、脱落状況や指導終了率についての評価（結果と改善策等）、参加者の改善状況についての評価（結果と改善策等）、事業全体の評価と今後に向けて県実施及び市町村実施のメリット・デメリットを含むものとする。

5 スケジュール（予定）

県が想定する業務実施スケジュールは以下のとおり。

契約締結後、具体的な業務フロー及びスケジュールは県と協議し決定することとするが、業務の目的や内容を踏まえて現実的かつ効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

令和7年	6月	キックオフ会議（スケジュール確認等）
	6月	受託者へのデータ提供（令和5年度までのデータ）
	7月	市町村への説明及び参加市町村の決定
	7月	（必要に応じて）医療関係者への説明
	8月	対象者の抽出・参加勧奨
	9月	参加者確定
	10月	指導実施（～令和8年1月末まで）
		・11月末まで随時指導開始
		・県へ毎月経過報告
		・市町村へ随時連絡
令和8年	2月	効果検証・評価
	2月	事業報告会の開催
	3月	事業実績報告書の提出

6 成果品

成果品は、契約者双方が協議の上、県が指定する部数・形式・媒体にて提出することとし、媒体（ハードディスク等）は受託者が準備すること。

①事業実績報告書

受託者は、事業に係る収支決算の状況と下記内容を含む事業実績報告書を作成し、紙媒体及び電子データを令和8年3月19日（木）までに県へ提出する。下記1～4については今年度本事業に関与していない職員や専門知識のない職員が見ても理解できるよう、表現方法等を工夫すること。

	内容	詳細
1	事業結果概要	事業目的、対象者抽出基準、指導回数、指導手法、指導結果、今後の方針が1～2ページ程度で簡潔に分かる内容とする。
2	事業実施詳細	業務内容4（3）から（7）の内容や手法、ノウハウの詳細を記載する。
3	実施結果詳細	実施結果の詳細を記載する。ただし、個人を特定しない集計データで行うものとする。
4	今後に向けて	業務の目的（実証事業・モデル事業であること）を踏まえて、市町村や次年度担当者に伝えるべき事項を記載する。

②市町村への結果レポート

受託者は、市町村別に事業参加者の結果等を最終報告するためのレポートを作成し、県へ提出する。

③本人への結果報告

受託者は、対象者の指導結果を本人へ提示できる場合は、その手法と内容を県に協議した上で、本人に提示する。提示した内容は、県及び市町村にも情報提供するものとする。

④XML

受託者は、特定保健指導対象者を本事業の対象として指導した場合に、XMLデータを提供できる場合は、市町村別に県へ提出する。

7 その他

(1) 県との連絡調整

本業務を円滑に遂行するために、定期的に県と打合せを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分図ること。

なお、県との打合せの際には、その内容を議事録に記録し、県に提出すること。

(2) 公契約条例に基づく遵守事項の遵守

本業務を受託しようとする者は、別紙 2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行に当たって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。業務委託期間が終了した後も同様とする。

本委託業務遂行のための個人情報の取扱いについては、別紙 3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。業務の一部を第三者に委託する場合も同様とする。

(4) セキュリティ対策

本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙 4「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5) 再委託に関する事項

本業務の全部又は主たる部分、契約金額の 2 分の 1 以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、委託金額等について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方又は内容を変更しようとするときも同様とする。

再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。また、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(6) 成果品の帰属

受託者は、本業務の成果品及び作成中の書類等に関する全ての著作権を、県に譲渡するものとする。

県は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

受託者は、本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 費用の負担

契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。

(8) 仕様の変更

県は、業務実施の過程において本仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

また、保健指導の実績が上記 4 (2) に記載する人数に満たない場合は、その実績に応じて契約金額を減額するものとする。そのため、契約時の委託料の積算については単価を示しておくこと。

(9) 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(10) その他の留意事項

①業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見されたときは、県が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

②本契約の記載事項に違反したとき、又は業務を完了する見込みのないときは、県は本契約を解除し、損害補償させる場合がある。

③災害や感染症拡大等の影響により、本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と協議を行い県が決定する。

〈別紙 1〉

共同保健事業対象者抽出基準

事業名	対象者抽出基準
糖尿病性腎症重症化 予防保健指導	対象は以下 1～3 の全てに該当する者とする。 1 初回面接時点で国民健康被保険者の資格を有する者。 2 医療機関で糖尿病治療中の者（経過観察も含む）。ただしレセプトで以下に該当する場合は保健指導対象外とする。 ・診療行為に糖尿病透析予防指導管理料、人工腎臓、在宅がん医療総合診療料、腹膜灌流の記載がある者。 ・傷病名に「Ⅰ型糖尿病」の記載がある者。 3 前年度の特定健診受診結果が以下の優先Ⅰ又は優先Ⅱに該当する者。また、検査結果等から糖尿病性腎症重症化リスクが高く、かかりつけ医から保健指導が必要と判断された者。 <優先Ⅰ> 以下①②の両方に該当する ①HbA1c（％）7.0 以上又は血糖値（mg/dℓ）200 以上 ②eGFR（ml/分/1.73 m²）30 以上 45 未満 <優先Ⅱ> 以下①に該当かつ②または③に該当する ①HbA1c（％）7.0 以上又は血糖値（mg/dℓ）200 以上 ②eGFR（ml/分/1.73 m²）45 以上 60 未満 ③eGFR（ml/分/1.73 m²）60 以上で尿蛋白+以上

〈別紙 2〉

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

〈別紙3〉

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

〈別紙 4〉

情報セキュリティに係る特記事項

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること